

高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書

令和6年4月1日より障害者差別解消法の改正によって、行政・事業者ともに合理的配慮の提供が義務付けられ、学校施設のバリアフリー化は国の重要施策として位置づけられている。

しかし、義務教育とは異なる高校教育では、通学する生徒の状況に合わせたバリアフリーの施設を自治体が先行して準備することは難しい。また、校舎の老朽化やバリアフリー整備状況にばらつきがあるため、進学希望者は個人の障害状況に応じた学習環境について不安を感じることが多い。

私立高校では教育委員会の所管が異なることから、バリアフリー設備（エレベーター、スロープ、トイレ、視覚・聴覚支援設備、避難配慮等）に関する情報が集約されておらず、通学希望者、保護者や支援者が比較検討することが難しい。進学先を選ぶ際、バリアフリー情報が得られないことは、生徒の学習機会の公平性を損なうため、都道府県として積極的な情報公開体制の整備が必要である。

高校教育においても、公私ともに障害者差別解消法の合理的配慮は義務化されており、提供されるべきものである。

公立・私立を問わず、高校施設のバリアフリー化は、障害のある人等の学習権を保障し、インクルーシブ教育の実現に不可欠である。現状では、障害のある人にとっては、平等な選択肢がない。高校施設のエレベーター設置・バリアフリー化は障害のある生徒だけでなく、高齢者や妊婦、怪我をした生徒、重い荷物を運ぶ生徒にも必要である。とりわけ新設高校については、公共施設として、バリアフリー仕様を確実に確保すべきである。

よって嵐山町議会は、高校教育における障害者の合理的配慮を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 犀守 勝義

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
埼玉県知事